

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

## 優良な実習実施者の要件

(満点150)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
  - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率\* 等
  - \*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
  - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（平成31年4月1日以降、加対象）
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
  - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
  - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
  - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
  - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
  - ・母国語で相談できる相談員の確保
  - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
  - ・実習生に対する日本語学習の支援
  - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

## 優良な監理団体の要件

(満点150)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(50点)
  - ・監理事業に關与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率  
監理責任者以外の監査に關与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
  - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率\* 等
  - \*3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
  - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
  - ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
  - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
  - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
  - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

# 優良な実習実施者の要件（詳細）

得点が満点（150点）の6割以上となる実習実施者は優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

項目	配点
【最大70点】	
①技能等の修得等に係る実績	
I 過去3年間の基礎程度等の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・95%以上：20点</li> <li>・80%以上95%未満：10点</li> <li>・75%以上80%未満：0点</li> <li>・75%未満：-20点</li> </ul>
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 ＊旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。 ＊施行後3年間については、IIに代えて、II-2で評価することも可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80%以上：40点</li> <li>・70%以上80%未満：30点</li> <li>・60%以上70%未満：20点</li> <li>・50%以上60%未満：0点</li> <li>・50%未満：-40点</li> </ul>
II-2 IIの計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>合格者3人以上：20点</li> <li>合格者2人：10点</li> <li>合格者1人：5点</li> <li>合格者なし：0点</li> </ul>
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>合格者2人以上：5点</li> <li>合格者1人：3点</li> </ul>
IV 技能検定等の実施への協力 ＊技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>有：5点</li> </ul>

②技能実習を行わせる体制	【最大10点】	
I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有：5点	
II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有：5点	
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものとの最低賃金の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・115%以上：5点</li> <li>・105%以上115%未満：3点</li> </ul>	
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5%以上：5点</li> <li>・3%以上5%未満：3点</li> </ul>	
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善未実施：-50点</li> <li>改善実施：-30点</li> </ul>	
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ：5点</li> <li>10%未満又は1人以下：0点</li> <li>20%未満又は2人以下：-5点</li> <li>20%以上又は3人以上：-10点</li> </ul>	
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当：-50点	
⑤相談・支援体制	【最大5点】	
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点	
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有：5点	
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本人数枠以上の受入れ：25点</li> <li>基本人数枠未満の受入れ：15点</li> </ul>	
IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監視団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監視団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	・有：10点	
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有：4点	
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有：3点	
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有：3点	

# 優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

得点が満点（150点）の6割以上となる監理団体は  
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

	項目	配点
① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大50点】	
	I 監理団体が行う定期の監査について、その実施方法 ・ 手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・ 有：5点
	II 監理事業に関する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・ 1：5未満：15点 ・ 1：10未満：7点
	III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・ 60%以上：10点 ・ 50%以上60%未満：5点
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・ 有：5点
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・ 有：5点
	VI 技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・ 有：5点
	VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	・ 有：5点
② 技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・ 95%以上：10点 ・ 80%以上95%未満：5点 ・ 75%以上80%未満：0点 ・ 75%未満：-10点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 * 計算方法は実習実施者の①IIと同じ	・ 80%以上：20点 ・ 70%以上80%未満：15点 ・ 60%以上70%未満：10点 ・ 50%以上60%未満：0点 ・ 50%未満：-20点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・ 2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・ 1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導 監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・ 1以上の実習実施者から協力を有：5点
③ 法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・ 改善未実施：-50点 ・ 改善実施：-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ ゼロ：5点 ・ 10%未満又は1人以下：0点 ・ 20%未満又は2人以下：-5点 ・ 20%以上又は3人以上：-10点

③ 法令違反・問題の発生状況	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・ 該当：-50点
	IV 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）	・ 計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上-10点 10%以上15%未満-7点 5%以上10%未満-5点 0%を超え5%未満-2点 ・ 改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上-5点 10%以上15%未満-4点 5%以上10%未満-3点 0%を超え5%未満-2点
④ 相談・支援体制	【最大45点】	
	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・ 有：5点
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	実習実施者の数の割合 50%以上15点 50%未満10点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	実習実施者の数の割合 50%以上25点 50%未満15点	
⑤ 地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・ 有：4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・ 有：3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・ 有：3点	